

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課】

2

北九州市公告第556号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

平成30年8月15日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業概要

- (1) 事業名 北九州空港跡地産業団地誘致事業
- (2) 事業内容 北九州空港跡地産業団地整備の目的に沿い、本市の産業振興及び地域の活性化に資する優秀な事業者を選定し、土地を売却するもの。
- (3) 売り払う物件 別表のとおり

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 他の応募者の構成員として重複している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (3) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納である者
- (4) 本市から指名停止措置を受けている者
- (5) 本市と現在係争中にある者
- (6) 次の申立てがなされている者
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けている者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ア 役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者で役員以外の者）が法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者又は暴力団員がその経営に実質的に関与していると認められる者

- イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者
 - カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の適用を受ける団体又はこの団体に属している者及びこれらの者と取引のある者
- (10) 事業者の選定に関して、自己の有利になる目的のため、北九州空港跡地産業団地誘致事業の事業者検討会（以下「事業者検討会」という。）の委員及び事務局への接触等の働きかけを行った者
- (11) 他の団体の応募を妨害した者
- (12) 応募に関して、不正な行為が明らかになった者

3 手続等

(1) 担当部局

北九州市産業経済局企業支援・産学連携部企業立地支援課
北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2065

(2) 募集要項等の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

イ 交付期間 平成30年8月16日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 無償にて交付する。

なお、電子メールにて交付を希望する場合は、前号の担当部局に連絡すること。

(3) 募集要項に関する説明会

ア 日時 平成30年9月7日 午前10時

イ 場所 北九州市役所7階71会議室

北九州市小倉北区城内1番1号

(4) 応募申込書類及び提案書類の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 平成30年9月25日から同月28日までの毎日午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）とする。

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

4 事業予定者選定方法

(1) 事業者の選定方法はプロポーザル方式による。

(2) 事業者の選定は、学識経験者等の外部委員から構成する事業者検討会において審査し、順位を決定する。

(3) 事業者検討会では、応募者により提出された提案書の書類審査を実施する。

(4) 応募者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を実施し、書類審査と併せた結果により選定する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 第3項第1号に同じ。

(4) 詳細は募集要項による。

別表

番号	売 り 払 う 物 件			
	所 在 地	公 簿 地 目	実 測 面 積 (m ²)	最 低 売 却 価 格 (円)
1	小倉南区曾根北町26 33番15	雑種地	11,468.82	246,579,630